徳島県選挙管理委員会告示第百号

を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算して得た数は、 一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第 次のとおりである。

令和七年十一月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六五、八〇六人